

保険薬局の皆様

静岡県立総合病院 薬剤部

## 【静岡県立総合病院】令和8年4月1日から開始した 疑義照会等の運用の見直し・変更について（6月15日～）

平素より当院の診療業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今年4月1日から、静岡県立総合病院 FAX コーナー職員配置終了に伴い、疑義照会および各種報告の運用を変更させていただきました。新規運用の開始から2ヶ月が経過し、現状で種々の課題が生じておりますため、現行の運用を見直し改めて変更を行うことになりましたのでお知らせします。

### 【運用変更日】

令和8年6月15日（月）

### 【運用方法の変更点】

	変更点	理由
1	「疑義照会票」と「プロトコルに基づく変更報告書」の書式を廃止し、疑義照会内容またはプロトコルに基づく変更内容をメール本文に記載する方法とする。	URL にアクセスして添付ファイル開封する等の開封方法の多様性による業務の煩雑さを無くするため
2	処方箋の情報の添付を不要とする。	必要情報の見直しによる廃止
3	疑義照会で緊急の場合でもメールによる疑義照会とし、メール送信した旨のみを診療科へ連絡する。回答もメールとする。	電話での疑義照会による双方の理解の不一致を回避するため
4	服薬情報提供書、訪問薬剤管理指導報告書などの報告書は FAX での送受信とする。	1 の理由と同じ
5	1 件のメールで送っていただく情報は 1 名の患者の 1 件の案件に限定する。	1 件のメールで複数の患者の疑義照会等が送られてきており返信が煩雑になっているため

### 【運用方法（新）令和8年6月15日～】

#### 1. 「疑義照会」または「プロトコルに基づく変更報告」

- ① 疑義照会またはプロトコルに基づく変更報告は、メール本文に必要事項を記入して送信してください。必要項目は当院ホームページに掲載していますので、コピーして記入してください。
- ② 疑義照会であって緊急の場合（至急及び当日中の回答が必要）：上記①によりメール送信後、電話で各診療科へ疑義照会のメールを送信した旨のみをお伝えください。回答はメールで返信します。電話では回答いたしません。
- ③ 急がない場合（翌日の返答でも可能）：メールを送信してください。
- ④ メール送信時に処方箋の情報は不要とします。これによりファイルの添付はなくなります。処方箋の情報の添付を不要としましたので、メール本文に記載していただく患者 ID と処方日の情報が誤っていた場合、内容の特定ができませんので送信時にはご注意くださいようお願いいたします。

- ⑤ 1 件のメールで送っていただく情報は 1 名の患者の 1 件の案件に限定してください。また、メール件名で特定しますので同一患者の疑義照会とプロトコルに基づく変更報告は別メールとしてください。

メールアドレス：kensou-gigi@i.shizuoka-pho.jp

電話番号（代表）：054-247-6111

※引き続き FAX（054-245-3822）は使用不可です。

【メールの件名】

連絡事項	件名
緊急の疑義照会	〇〇科・緊急・疑義照会・〇〇薬局
時間外等で薬剤部が対応し回答が得られている疑義照会	〇〇科・確認済み・疑義照会・〇〇薬局
急がない疑義照会	〇〇科・疑義照会・〇〇薬局
プロトコルに基づく変更報告	〇〇科・プロトコル変更報告・〇〇薬局

※メール件名に薬局名をお書きください。特に緊急の疑義照会を診療科が特定するのに必要です。

2. 「服薬情報提供書」、「訪問薬剤管理指導報告書」などの報告書

- ① 従来の FAX による送受信に運用を戻します。受信した FAX は 1 日 1 回診療科へ分配します。
- ② 各薬局での報告書様式により FAX で送信してください。
- ③ 必要に応じて医師等が確認した後に回答欄へ記入し FAX で返信します。

FAX 番号：054-247-6211

※FAX に「疑義照会票」や「プロトコルに基づく変更報告書」を送信しないでください。

【備考】

- ・平日時間外緊急の場合について、一度診療科へご連絡ください。各診療科診療終了後は薬剤部にて対応します。土日祝日は薬剤部へ電話で照会してください。
- ・ENI ファーマシーは患者さんからの送信用として使用を継続しますが、各保険薬局のツールがございましたら、患者様にご利用いただくよう、ご案内をお願いします。

お問い合わせ先

静岡県立総合病院 薬剤部

054-247-6111(代表)